

令和3年2月1日

令和3年登米市議会定例会 2月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	すずき こう 鈴木 香
住所	登米市迫町
職業	無職

諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6号第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	ただの のぶこ 只野 信子
住所	登米市中田町
職業	無職

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6号第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	はやし ちゅういち 林 忠市
住所	登米市米山町
職業	団体職員

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6号第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	みうら りゅうえつ 三浦 隆悦
住所	登米市南方町
職業	無職

議案第3号	令和2年度登米市一般会計補正予算（第10号）
議案第4号	令和2年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
議案第5号	令和2年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第6号	令和2年度登米市介護保険特別会計補正予算（第5号）
議案第7号	令和2年度登米市土地取得特別会計補正予算（第3号）
議案第8号	令和2年度登米市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第9号	令和2年度登米市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第10号	令和2年度登米市病院事業会計補正予算（第8号）
議案第11号	令和2年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第4号）

本案は、議案第3号令和2年度登米市一般会計補正予算（第10号）から議案第11号令和2年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第4号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,632万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ544億7,057万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、ふるさと応援寄附金事業1,859万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業1,751万円などを増額する一方、防災情報伝達手段整備事業2億3,419万円を減額するほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業の中止等による現段階における影響額などを各款にわたり減額して計上しております。

歳入では、地方交付税1億6,278万円、社会資本整備総合交付金など国庫支出金5,591万円などを増額する一方、市税7,803万円、財政調整基金などの繰入金6億2,581万円、市債5億3,060万円などを減額して計上しております。

また、継続費補正として変更3件、繰越明許費補正として追加16件、債務負担行為補正として追加28件、変更1件、地方債補正として追加2件、変更19件、廃止2件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で保険給付費2億5,226万円の増額などと債務負担行為補正として追加3件を、後期高齢者医療特別会計の歳出で後期高齢者医療広域連合納付金769万円などの減額と債務負担行為1件を、介護保険特別会計の歳出で保険給付費9,982万円の増額などと債務負担行為1件を、土地取得特別会計の歳出で土地開発基金への繰出金4万円の増額を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、水道事業費用4,056万円、資本的収入2億1,142万円、資本的支出2億4,984万円の減額と、水道事業収益55万円を増額するほか、債務負担行為補正として追加1件、企業債補正として変更4件、たな卸資産購入限度額を減額して計上しております。

下水道事業会計では、下水道事業収益1億1,330万円、下水道事業費用4,070万円、資本的収入6,401万円、資本的支出7,373万円を減額するほか、債務負担行為補正として追加1件、企業債補正として変更3件、他会計からの補助金を減額して計上しております。

病院事業会計では、医業収益4億9,272万円の減額と、医業外収益1億9,212万円、医業費用4,973万円、医業外費用2,307万円などを増額するほか、債務負担行為補正として追加1件、企業債補正として追加1件、変更2件、たな卸資産購入限度額を減額して計上しております。

老人保健施設事業会計では、事業収益51万円などの減額と、事業外費用10万円の増額のほか、債務負担行為として追加1件を計上しております。

議案第12号	令和3年度登米市一般会計予算
議案第13号	令和3年度登米市国民健康保険特別会計予算
議案第14号	令和3年度登米市後期高齢者医療特別会計予算
議案第15号	令和3年度登米市介護保険特別会計予算
議案第16号	令和3年度登米市土地取得特別会計予算
議案第17号	令和3年度登米市宅地造成事業特別会計予算
議案第18号	令和3年度登米市水道事業会計予算
議案第19号	令和3年度登米市下水道事業会計予算
議案第20号	令和3年度登米市病院事業会計予算
議案第21号	令和3年度登米市老人保健施設事業会計予算

(別冊)

議案第22号	登米市児童発達支援センターこじか園条例を廃止する条例について
--------	--------------------------------

本案は、登米市児童発達支援センターこじか園を社会福祉法人に対して譲与するため、本条例を廃止するものであります。

議案第23号	登米市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
--------	----------------------------

本案は、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定めるとともに、市の責務、中小企業者及び小規模企業者の努力等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の発展及び雇用の場の創出を図り、市民生活の向上に寄与するため、本条例を制定するものであります。

議案第24号	登米市上下水道事業運営審議会条例の制定について
--------	-------------------------

本案は、今後さらに厳しさを増す経営環境の中で、経営基盤の強化を図り、上下水道事業を一体的に審議する新たな運営審議会を設置するため、本条例を制定するものであります。

議案第25号	登米市基金条例の一部を改正する条例について
--------	-----------------------

本案は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症対応利子補給事業に要する経費に充てることを目的に、新たに登米市新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給基金、登米市新型コロナウイルス感染症対応農林業災害対策資金利子補給基金及び登米市新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給基金を設置するため、また、登米市知的障害児通園施設運営基金の活用を終えたことに伴い当該基金を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。(新旧対照表11ページ)

議案第26号	登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について
--------	---------------------------

本案は、米山善王寺老人憩の家を主として利用している関係自治会に対して譲与するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表18ページ）

議案第27号	登米市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について
--------	-----------------------------------

本案は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）の一部が令和2年10月1日から施行され、令和3年3月から電子資格確認により個人番号カードを被保険者証等として使用できることになるため、関係条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表20ページ）

議案第28号	登米市介護保険条例の一部を改正する条例について
--------	-------------------------

本案は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画の策定に伴い、標準給付費等の財源となる第1号被保険者の介護保険料を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表23ページ）

議案第29号	登米市都市公園条例の一部を改正する条例について
--------	-------------------------

本案は、豊里花の公園内のふるさとセンターの施設を解体し、本公園の一部を整備することに伴い、本施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表25ページ）

議案第30号	登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
--------	---

本案は、登米市病院事業において、登米市民病院に急性期医療を集約し、米谷病院と豊里病院は回復期と慢性期医療を担う病院としての医療機能の分担と病院間の更なる連携強化を図るとともに、一体的な経営の取組を進めるため名称変更を行い、医療提供機能の役割を明確化させるため、関係条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 26 ページ)

議案第31号	登米市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について
--------	----------------------------------

本案は、迫障害者地域活動支援センター、登米障害者地域活動支援センター、中田障害者地域活動支援センター、石越障害者地域活動支援センターを統合し、中央障害者地域活動支援センターとするため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表32ページ)

議案第32号	登米市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
--------	---

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）により、居宅介護支援事業所における管理者要件について、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表33ページ)

議案第33号	指定管理者の指定について（石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし））
議案第34号	指定管理者の指定について（登米市民プール）

本案は、議案第33号指定管理者の指定（石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし））及び議案第34号指定管理者の指定（登米市民プール）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び各施設の設置条例の規定によりその管理を行わせる団体を指定するにあたり、同法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号	市道路線の認定について
--------	-------------

本案は、市道赤沼・西赤沼線ほか37路線の市道路線の認定を行うにあたり、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号	市道路線の廃止について
--------	-------------

本案は、市道赤沼・西荒谷線ほか22路線の市道路線の廃止を行うにあたり、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号	令和2年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について
--------	----------------------------

本案は、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金をもって補填するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

登米市基金条例 新旧対照表

第1条関係（登米市基金条例の一部改正）

改正案			現 行		
第1条・第2条（略） （積立基金の設置等）			第1条・第2条（略） （積立基金の設置等）		
第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
///////// (略) /////////			///////// (略) /////////		
(20) 登米市森林環境整備基金	森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく森林の整備及びその促進を図る。	市長が定める額	(20) 登米市森林環境整備基金	森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく森林の整備及びその促進を図る。	市長が定める額
(21) 登米市新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額			
(22) 登米市新型コロナウイルス感染症対応農林業災害対策資	新型コロナウイルス感染症対応農林業災害対策資	市長が定める額			

<u>感染症対応農林業災害対策資金 利子補給基金</u>	<u>金 利子補給事業に要する 経費に充てる。</u>	
(23) <u>登米市新型コロナウイルス 感染症対応中小 企業振興資金利 子補給基金</u>	<u>新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 中 小 企 業 振 興 資 金 利 子 補 給 事 業 に 要 す る 経 費 に 充 て る。</u>	<u>市 長 が 定 め る 額</u>

2・3 (略)

第4条～第9条 (略)

2・3 (略)

第4条～第9条 (略)

第2条関係（登米市基金条例の一部改正）

改正案			現行		
第1条・第2条（略） （積立基金の設置等）			第1条・第2条（略） （積立基金の設置等）		
第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(略)			(略)		
(7) 登米市ふるさと基金	活力あふれる地域づくりを推進する。	市長が定める額	(7) 登米市知的障害児通園施設運営基金	知的障害児通園施設の運営資金に充てる。	市長が定める額
(8) 登米市介護保険事業財政調整基金	介護保険事業の財政の健全な運営を図る。	介護保険特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額	(8) 登米市ふるさと基金	活力あふれる地域づくりを推進する。	市長が定める額
(9) 登米市国民健康保険事業財政調整基金	保険税率の引上げを緩和するときの財源、その他保健事業等に要する費用に充てる。	国民健康保険事業特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額	(9) 登米市介護保険事業財政調整基金	介護保険事業の財政の健全な運営を図る。	介護保険特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額
(10) 登米市仮屋	施設の整備及び更新に	市長が定める額	(10) 登米市国民健康保険事業財政調整基金	保険税率の引上げを緩和するときの財源、その他保健事業等に要する費用に充てる。	国民健康保険事業特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額
			(11) 登米市仮屋	施設の整備及び更新に	市長が定める額

排水機場施設改修基金	要する経費に充てる。		排水機場施設改修基金	要する経費に充てる。	
(11) 登米市地域医療体制整備基金	地域医療体制の整備及び充実に要する経費に充てる。	市長が定める額	(12) 登米市地域医療体制整備基金	地域医療体制の整備及び充実に要する経費に充てる。	市長が定める額
(12) 登米市ふるさと応援基金	登米市ふるさと応援寄附金条例（平成20年登米市条例第58号）第2条に規定する寄附事業の経費に充てる。	市長が定める額	(13) 登米市ふるさと応援基金	登米市ふるさと応援寄附金条例（平成20年登米市条例第58号）第2条に規定する寄附事業の経費に充てる。	市長が定める額
(13) 登米市定住促進住宅整備基金	登米市定住促進住宅の整備に充てる。	市長が定める額	(14) 登米市定住促進住宅整備基金	登米市定住促進住宅の整備に充てる。	市長が定める額
(14) 登米市公共施設等維持補修基金	公共施設その他の施設の維持補修等に要する経費に充てる。	市長が定める額	(15) 登米市公共施設等維持補修基金	公共施設その他の施設の維持補修等に要する経費に充てる。	市長が定める額
(15) 登米市農業集落排水事業運営基金	農業集落排水処理施設の運営資金に充てる。	市長が定める額	(16) 登米市農業集落排水事業運営基金	農業集落排水処理施設の運営資金に充てる。	市長が定める額
(16) 登米市東日本大震災復興交付金基金	東日本大震災復興交付金事業に要する経費に充てる。	市長が定める額	(17) 登米市東日本大震災復興交付金基金	東日本大震災復興交付金事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
(17) 登米市未来のまちづくり推進基金	協働によるまちづくりの推進に要する経費に充てる。	市長が定める額	(18) 登米市未来のまちづくり推進基金	協働によるまちづくりの推進に要する経費に充てる。	市長が定める額
(18) 上杉文庫基	上杉恭弘及び医療法人	市長が定める額	(19) 上杉文庫基	上杉恭弘及び医療法人	市長が定める額

金	恭謹会からの篤志寄附を元に児童生徒の学習効果を高めるため、小学校及び中学校用図書の充実を図る。	
(19) 登米市森林環境整備基金	森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく森林の整備及びその促進を図る。	市長が定める額
(20) 登米市新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
(21) 登米市新型コロナウイルス感染症対応農林業災害対策資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応農林業災害対策資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
(22) 登米市新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額

2・3 (略)

金	恭謹会からの篤志寄附を元に児童生徒の学習効果を高めるため、小学校及び中学校用図書の充実を図る。	
(20) 登米市森林環境整備基金	森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく森林の整備及びその促進を図る。	市長が定める額
(21) 登米市新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
(22) 登米市新型コロナウイルス感染症対応農林業災害対策資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応農林業災害対策資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
(23) 登米市新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額

2・3 (略)

第4条～第9条 (略)

第4条～第9条 (略)

附則第2項関係（登米市ふるさと応援寄附金条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第4条（略） （基金の積立て）</p> <p>第5条 寄附者から受け入れた寄附金は、登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号。以下「基金条例」という。）<u>第3条第1項の表(12)の項</u>の登米市ふるさと応援基金に積み立てるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条～第8条（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （基金の積立て）</p> <p>第5条 寄附者から受け入れた寄附金は、登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号。以下「基金条例」という。）<u>第3条第1項の表(15)の項</u>の登米市ふるさと応援基金に積み立てるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条～第8条（略）</p>

登米市保健福祉施設条例 新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第16条 (略) 別表第1 (第2条関係)				第1条～第16条 (略) 別表第1 (第2条関係)			
保健福祉施設区分	目的	保健福祉施設名称	位置	保健福祉施設区分	目的	保健福祉施設名称	位置
		(略)				(略)	
登米市保健センター	住民の健康維持、増進並びに疾病予防等を目的とする保健事業を総合的に行う。	迫保健センター	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1	登米市保健センター	住民の健康維持、増進並びに疾病予防等を目的とする保健事業を総合的に行う。	迫保健センター	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
		登米保健センター	登米市登米町寺池桜小路100番地			登米保健センター	登米市登米町寺池桜小路100番地
		豊里健康管理センター	登米市豊里町土手下67番地1			豊里健康管理センター	登米市豊里町土手下67番地1
		石越保健センター	登米市石越町南郷字矢作130番地1			石越保健センター	登米市石越町南郷字矢作130番地1
		南方保健センター	登米市南方町八の森40番地1			南方保健センター	登米市南方町八の森40番地1
		(略)		登米市老人憩	地域の老人に対し、教養の向上、	米山善王寺老人憩の家	登米市米山町字善王寺森ノ腰213番地

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		
別表第2 (略)		

<u>の家</u>	<u>レクリエーション</u> <u>等の場を与え、も</u> <u>って老人の心身の</u> <u>健康の増進を図る</u> <u>とともに老人福祉</u> <u>の増進に資する。</u>	
	(略)	
別表第2 (略)		

議案第27号関係

登米市子ども医療費の助成に関する条例等 新旧対照表

第1条関係（登米市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正）

改正案	現 行
<p>第1条～第7条（略） （受給資格者証の提示）</p> <p>第8条 受給資格者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、<u>国民健康保険法又は規則で定める社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けた上、受給資格者証を提示しなければならない。</u></p> <p>第9条～第14条（略）</p>	<p>第1条～第7条（略） （受給資格者証の提示）</p> <p>第8条 受給資格者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、<u>被保険者証又は組合員証とともに</u> _____受給資格者証を提示しなければならない。</p> <p>第9条～第14条（略）</p>

第2条関係（登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

改正案	現 行
<p>第1条～第7条（略） （受給資格者証の提示）</p> <p>第8条 受給資格者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、<u>国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けた上、受給資格者証を提示しなければならない。</u></p> <p>第9条～第14条（略）</p>	<p>第1条～第7条（略） （受給資格者証の提示）</p> <p>第8条 受給資格者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し<u>被保険者証又は組合員証とともに</u> _____ _____受給資格者証を提示しなければならない。</p> <p>第9条～第14条（略）</p>

第3条関係（登米市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

改正案	現 行
<p>第1条～第7条（略） （受給資格者証の提示）</p> <p>第8条 受給資格者は、医療機関等において_____療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、<u>国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けた上、</u>受給資格者証を提示しなければならない。</p> <p>第9条～第14条（略）</p>	<p>第1条～第7条（略） （受給資格者証の提示）</p> <p>第8条 受給資格者は、医療機関等において<u>助成対象となる</u>療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、<u>被保険者証又は組合員証とともに</u> _____受給資格者証を提示しなければならない。</p> <p>第9条～第14条（略）</p>

登米市介護保険条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第3条 (略) (保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>86,400円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>93,600円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>108,000円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>122,400円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る____ _____<u>保険料率</u>は、同号の規定にかかわらず、<u>21,600円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る_____<u>保険料率</u>について準用する。この場合において、同号中「<u>54,000円</u>」とあるのは、「<u>36,000円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>第1条～第3条 (略) (保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度</u>から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>40,800円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>61,200円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>61,200円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>73,440円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>81,600円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>97,920円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>106,080円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>122,400円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>138,720円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における<u>保険料率</u>は、同号の規定にかかわらず、<u>24,480円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における<u>保険料率</u>について準用する。この場合において、同号中「<u>61,200円</u>」とあるのは、「<u>40,800円</u>」と読み替えるものとする。</p>

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る_____保険料率について準用する。この場合において、同号中「54,000円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。

第5条～第23条 (略)

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、同号中「61,200円」とあるのは、「57,120円」と読み替えるものとする。

第5条～第23条 (略)

登米市都市公園条例 新旧対照表

改正案					現行				
第1条～第32条 (略)					第1条～第32条 (略)				
別表第1・別表第2 (略)					別表第1・別表第2 (略)				
別表第3 (第10条関係)					別表第3 (第10条関係)				
有料公園施設使用料					有料公園施設使用料				
有料公園施設	利用区分	使用料 (1時間当 たり)	冷暖房料 (1時間あたり)		有料公園施設	利用区分	使用料 (1時間当 たり)	冷暖房料 (1時間あたり)	
			冷房	暖房				冷房	暖房
(略)					(略)				
登米市豊里多 目的広場	野球場	1,000円	—	—	登米市豊里多 目的広場	野球場	1,000円	—	—
	陸上競技場	1,000円	二	二		陸上競技場	1,000円	二	二
						ふるさとセンター (とよさとギ ャラリー)	400円	100円	100円
(略)					(略)				
備考 (略)					備考 (略)				

議案第30号関係

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例等 新旧対照表

第1条関係（登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部改正）

改正案						現 行				
第1条（略） （病院事業等の設置）						第1条（略） （病院事業等の設置）				
第2条（略）						第2条（略）				
2 病院、診療所及び訪問看護ステーションの名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。						2 病院、診療所及び訪問看護ステーションの名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。				
区分	名称	位置	診療科目	病床数		名称	位置	診療科目	病床数	
病院	登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中25番地	内科 外科 血管外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 人工透析内科	一般病床	198床	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中25番地	内科 外科 血管外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 人工透析内科	一般病床	198床
	登米市民病院米谷分院	登米市東和町米谷字元町200番地	内科 整形外科 小児科 耳鼻咽喉科	一般病床 療養病床	40床 50床	登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町200番地	内科 整形外科 小児科 耳鼻咽喉科	一般病床 療養病床	40床 50床

	<u>登米市民病院豊里分院</u>	登米市豊里町土手下74番地1	内科 消化器内科 外科 整形外科 小児科 皮膚科 眼科 耳鼻咽喉科 科 麻酔科 歯科	一般病床 療養病床	60床 30床
診療所	<u>登米市民病院登米診療所</u>	登米市登米町寺池桜小路132番地1	内科 外科 整形外科 外科 眼科 耳鼻咽喉科	—	—
	<u>登米市民病院よねやま診療所</u>	登米市米山町字桜岡大又3番地1	内科 人工透析内科 外科	—	—
	<u>登米市民病院上沼診療所</u>	登米市中田町上沼字新寺山下59番地1	内科 小児科	—	—
	<u>登米市民病院津山診療所</u>	登米市津山町柳津字本町1番地1	内科	—	—
訪問看護ステーション	<u>登米市訪問看護ステーション</u>	登米市豊里町土手下67番地1	—	—	—

3 老人保健施設の名称、位置及び利用定員数は、次のとおりとする。

区分	名称	位置	利用定員数
老人保健	<u>登米市立豊里老人</u>	登米市豊里町土手下	入所 75人

	<u>登米市立豊里病院</u>	登米市豊里町土手下74番地1	内科 消化器内科 外科 整形外科 小児科 皮膚科 眼科 耳鼻咽喉科 科 麻酔科 歯科	一般病床 療養病床	60床 30床
	<u>登米市立登米診療所</u>	登米市登米町寺池桜小路132番地1	内科 外科 整形外科 外科 眼科 耳鼻咽喉科	—	—
	<u>登米市立よねやま診療所</u>	登米市米山町字桜岡大又3番地1	内科 人工透析内科 外科	—	—
	<u>登米市立上沼診療所</u>	登米市中田町上沼字新寺山下59番地1	内科 小児科	—	—
	<u>登米市立津山診療所</u>	登米市津山町柳津字本町1番地1	内科	—	—
	<u>登米市訪問看護ステーション</u>	登米市豊里町土手下67番地1	—	—	—

3 老人保健施設の名称、位置及び利用定員数は、次のとおりとする。

名称	位置	利用定員数
<u>登米市立豊里老人保健施設</u>	登米市豊里町土手下	入所 75人

施設	保健施設	104番地 1	通所	30人		104番地 1	通所	30人	
第3条・第4条 (略) (経営の基本)					第3条・第4条 (略) (経営の基本)				
第5条 (略)					第5条 (略)				
2 前項の規定による運営のほか、 <u>登米市民病院よねやま診療所</u> は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定に基づく事業を行うものとする。					2 前項の規定による運営のほか、 <u>登米市立よねやま診療所</u> は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定に基づく事業を行うものとする。				
第6条～第10条 (略)					第6条～第10条 (略)				

第2条関係（登米市立病院等運営協議会条例の一部改正）

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>登米市民病院等運営協議会条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 管理者の諮問に応じ、<u>登米市民病院等の健全な運営に係る基本的事項について審議するため、登米市民病院等運営協議会</u>（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>第2条～第6条 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>登米市立病院等運営協議会条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 管理者の諮問に応じ、<u>登米市立病院等の健全な運営に係る基本的事項について審議するため、登米市立病院等運営協議会</u>（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>第2条～第6条 （略）</p>

第3条関係（登米市医学生奨学金等貸付条例の一部改正）

改正案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、将来医師又は看護師として<u>登米市民病院</u>、診療所及び老人保健施設並びに登米市訪問看護ステーション（以下「<u>市民病院等</u>」という。）の業務に従事しようとする者に対し、修学等に必要な資金を貸し付けることにより、<u>市民病院等</u>における医師及び看護師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（貸付対象者）</p> <p>第3条 市は、次の各号に掲げる者であつて、将来医師又は看護師として<u>市民病院等</u>の業務に従事しようとする者に対し、当該各号に掲げる資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けるものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第4条～第8条 （略）</p> <p>（償還の免除）</p> <p>第9条 市長は、次の各号に掲げる奨学金の貸付けを受けた者が当該各号に定める場合に該当することとなったときは、当該奨学金の償還及び利息の支払の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) 大学生奨学金 臨床研修を終了した日の属する月の翌月から起算して必要勤務期間（貸付けを受けた奨学金の総額を240万円で除して得た数に相当する年数又は奨学金の貸付けを受けた期間に相当する年数（1年未満の端数が生じたときは、これを1年とする。第4号において同じ。）のうち多い年数をいう。以下この条におい</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、将来医師又は看護師として<u>登米市立病院</u>、診療所及び老人保健施設並びに登米市訪問看護ステーション（以下「<u>市立病院等</u>」という。）の業務に従事しようとする者に対し、修学等に必要な資金を貸し付けることにより、<u>市立病院等</u>における医師及び看護師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（貸付対象者）</p> <p>第3条 市は、次の各号に掲げる者であつて、将来医師又は看護師として<u>市立病院等</u>の業務に従事しようとする者に対し、当該各号に掲げる資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けるものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第4条～第8条 （略）</p> <p>（償還の免除）</p> <p>第9条 市長は、次の各号に掲げる奨学金の貸付けを受けた者が当該各号に定める場合に該当することとなったときは、当該奨学金の償還及び利息の支払の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) 大学生奨学金 臨床研修を終了した日の属する月の翌月から起算して必要勤務期間（貸付けを受けた奨学金の総額を240万円で除して得た数に相当する年数又は奨学金の貸付けを受けた期間に相当する年数（1年未満の端数が生じたときは、これを1年とする。第4号において同じ。）のうち多い年数をいう。以下この条におい</p>

て同じ。)の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、必要勤務期間、医師として市民病院等の業務(以下「業務」という。)に従事したとき。

(2)・(3) (略)

(4) 看護師奨学金 看護師養成施設を卒業後2年以内に看護師の国家資格を取得し、直ちに市民病院等に採用された場合に、当該採用された日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた奨学金の総額を60万円で除して得た数に相当する年数を看護師として業務に従事したとき。

2 (略)

第10条～第13条 (略)

て同じ。)の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、必要勤務期間、医師として市立病院等の業務(以下「業務」という。)に従事したとき。

(2)・(3) (略)

(4) 看護師奨学金 看護師養成施設を卒業後2年以内に看護師の国家資格を取得し、直ちに市立病院等に採用された場合に、当該採用された日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた奨学金の総額を60万円で除して得た数に相当する年数を看護師として業務に従事したとき。

2 (略)

第10条～第13条 (略)

登米市障害者地域活動支援センター条例 新旧対照表

改正案	現 行																						
<p>第1条 (略) (設置)</p> <p>第2条 登米市は、市内の在宅障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び日常生活に必要な訓練を行うことにより、社会との交流を促進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第27項</u>に規定する施設として、登米市障害者地域活動支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>中央障害者地域活動支援センター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>登米市迫町佐沼字錦108番地</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>米山障害者地域活動支援センター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>登米市米山町西野字四軒見通68番地</u> <u>1</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>南方障害者地域活動支援センター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>登米市南方町西山成前141番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>中央障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市迫町佐沼字錦108番地</u>	<u>米山障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市米山町西野字四軒見通68番地</u> <u>1</u>	<u>南方障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市南方町西山成前141番地</u>	<p>第1条 (略) (設置)</p> <p>第2条 登米市は、市内の在宅障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び日常生活に必要な訓練を行うことにより、社会との交流を促進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第25項</u>に規定する施設として、登米市障害者地域活動支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>迫障害者地域活動支援センター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>登米市迫町佐沼字中江五丁目1番地</u> <u>2</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>登米障害者地域活動支援センター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>登米市登米町寺池桜小路100番地</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>中田障害者地域活動支援センター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>登米市中田町宝江黒沼字下道67番地</u> <u>3</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>米山障害者地域活動支援センター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>登米市米山町西野字四軒見通68番地</u> <u>1</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>石越障害者地域活動支援センター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>登米市石越町南郷字愛宕81番地</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>南方障害者地域活動支援センター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>登米市南方町西山成前141番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>迫障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市迫町佐沼字中江五丁目1番地</u> <u>2</u>	<u>登米障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市登米町寺池桜小路100番地</u>	<u>中田障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市中田町宝江黒沼字下道67番地</u> <u>3</u>	<u>米山障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市米山町西野字四軒見通68番地</u> <u>1</u>	<u>石越障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市石越町南郷字愛宕81番地</u>	<u>南方障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市南方町西山成前141番地</u>
名称	位置																						
<u>中央障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市迫町佐沼字錦108番地</u>																						
<u>米山障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市米山町西野字四軒見通68番地</u> <u>1</u>																						
<u>南方障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市南方町西山成前141番地</u>																						
名称	位置																						
<u>迫障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市迫町佐沼字中江五丁目1番地</u> <u>2</u>																						
<u>登米障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市登米町寺池桜小路100番地</u>																						
<u>中田障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市中田町宝江黒沼字下道67番地</u> <u>3</u>																						
<u>米山障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市米山町西野字四軒見通68番地</u> <u>1</u>																						
<u>石越障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市石越町南郷字愛宕81番地</u>																						
<u>南方障害者地域活動支援センター</u>	<u>登米市南方町西山成前141番地</u>																						
<p>第4条～第7条 (略)</p>	<p>第4条～第7条 (略)</p>																						

登米市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第5条 (略) (管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第7条～第33条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 第6条第2項の規定にかかわらず、<u>令和9年3月31日までの間は、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている指定居宅介護支援事業所（同日において当該指定居宅介護支援事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、同条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p>	<p>第1条～第5条 (略) (管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。 _____ _____</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条～第33条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 第6条第2項の規定にかかわらず、<u>平成33年3月31日までの間は、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p>